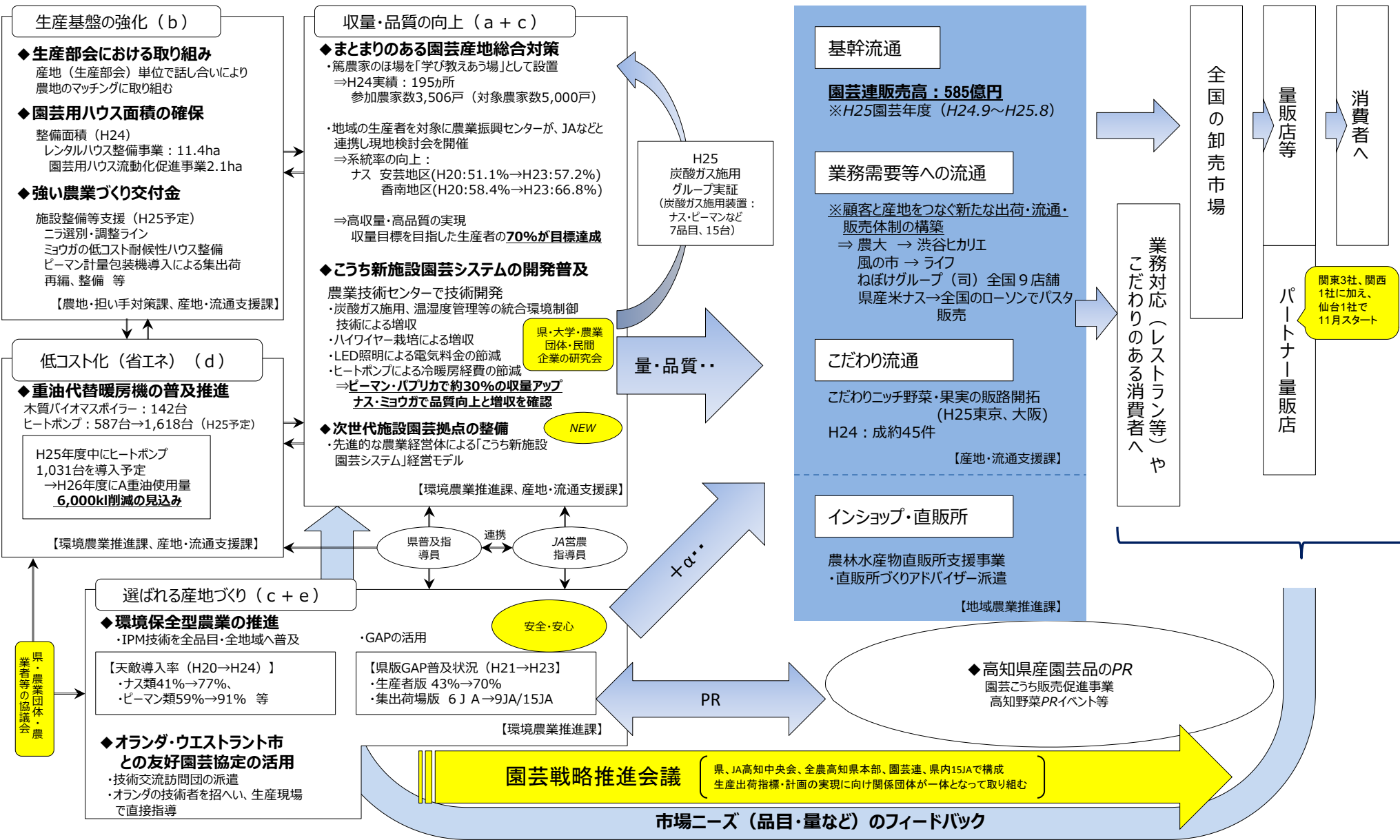


農業分野（園芸品における生産・流通・販売）

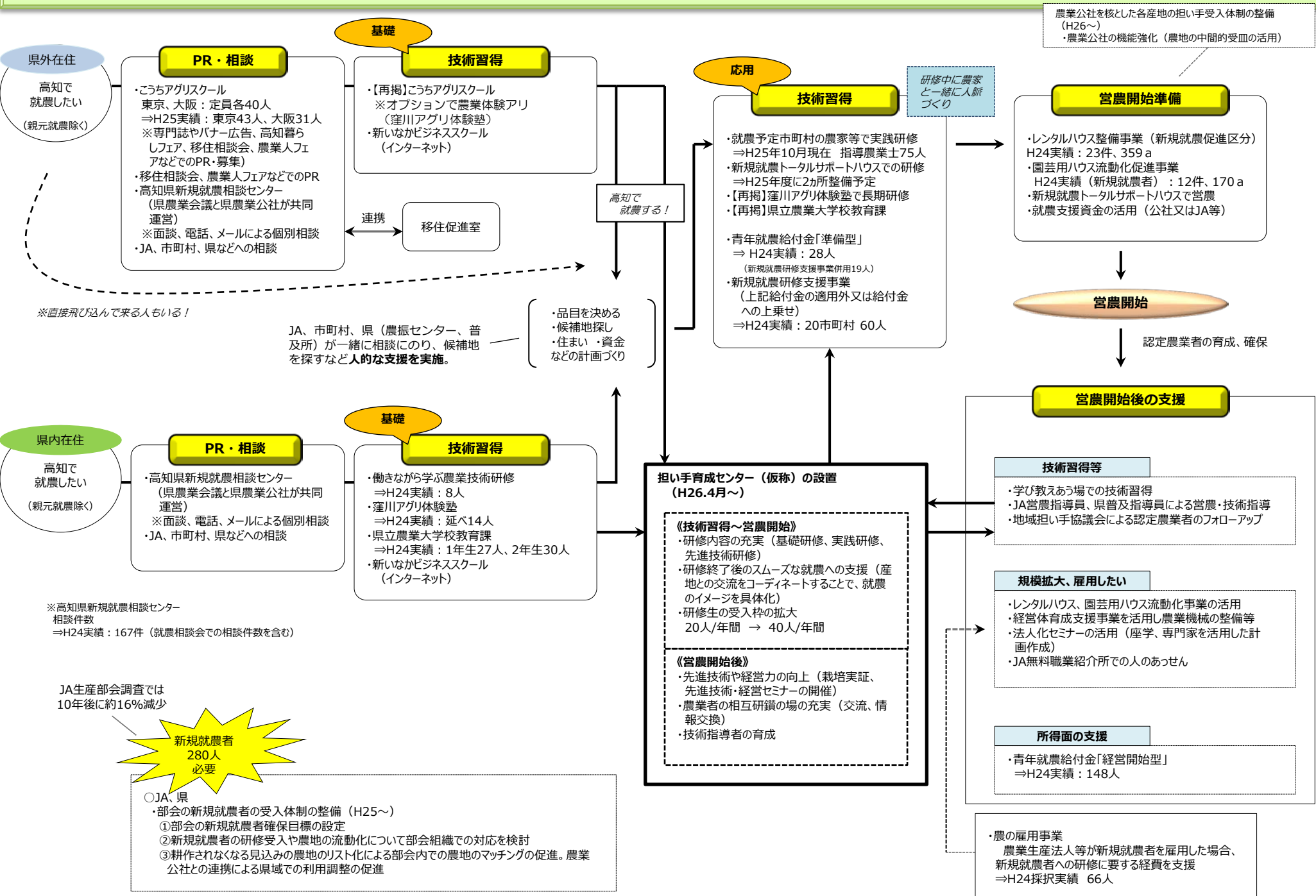
$$\text{農家所得} = \text{反収 (a)} \times \text{面積 (b)} \times \text{単価 (c)} - \text{コスト (d)} + \text{アルファ (e)}$$

生産

流通・販売



担い手の育成・確保の流れ



県外在住
高知で就農したい
(親元就農除く)

PR・相談

- ・こうちアグリスクール
東京、大阪：定員各40人
⇒H25実績：東京43人、大阪31人
※専門誌やバナー広告、高知暮らしフェア、移住相談会、農業人フェアなどのPR・募集
- ・移住相談会、農業人フェアなどでのPR
- ・高知県新規就農相談センター
(県農業会議と県農業公社が共同運営)
- ※面談、電話、メールによる個別相談
・JA、市町村、県などへの相談

基礎

技術習得

- ・【再掲】こうちアグリスクール
※オプションで農業体験アリ
(窪川アグリ体験塾)
- ・新しいなビジネススクール
(インターネット)

連携

移住促進室

応用

技術習得

- ・就農予定市町村の農家等で実践研修
⇒H25年10月現在 指導農業士75人
- ・新規就農トータルサポートハウスでの研修
⇒H25年度に2か所整備予定
- ・【再掲】窪川アグリ体験塾で長期研修
- ・【再掲】県立農業大学校教育課
- ・青年就農給付金「準備型」
⇒ H24実績：28人
(新規就農研修支援事業併用19人)
- ・新規就農研修支援事業
(上記給付金の適用外又は給付金への上乗せ)
⇒H24実績：20市町村 60人

営農開始準備

- ・レンタルハウス整備事業（新規就農促進区分）
H24実績：23件、359 a
- ・園芸用ハウス流動化促進事業
H24実績（新規就農者）：12件、170 a
- ・新規就農トータルサポートハウスで営農
- ・就農支援資金の活用（公社又はJA等）

営農開始

認定農業者の育成、確保

営農開始後の支援

技術習得等

- ・学び教えあう場での技術習得
- ・JA営農指導員、県普及指導員による営農・技術指導
- ・地域担い手協議会による認定農業者のフォローアップ

規模拡大、雇用したい

- ・レンタルハウス、園芸用ハウス流動化事業の活用
- ・経営体育成支援事業を活用し農業機械の整備等
- ・法人化セミナーの活用（座学、専門家を活用した計画作成）
- ・JA無料職業紹介所での人のあっせん

所得面の支援

- ・青年就農給付金「経営開始型」
⇒H24実績：148人

農の雇用事業

農業生産法人等が新規就農者を雇用した場合、新規就農者への研修に要する経費を支援
 ⇒H24採択実績 66人

県内在住
高知で就農したい
(親元就農除く)

PR・相談

- ・高知県新規就農相談センター
(県農業会議と県農業公社が共同運営)
- ※面談、電話、メールによる個別相談
・JA、市町村、県などへの相談

基礎

技術習得

- ・働きながら学ぶ農業技術研修
⇒H24実績：8人
- ・窪川アグリ体験塾
⇒H24実績：延べ14人
- ・県立農業大学校教育課
⇒H24実績：1年生27人、2年生30人
- ・新しいなビジネススクール
(インターネット)

JA、市町村、県（農振センター、普及所）と一緒に相談にのり、候補地を探すなど人的な支援を実施。

- ・品目を決める
- ・候補地探し
- ・住まい・資金などの計画づくり

担い手育成センター（仮称）の設置 (H26.4月～)

《技術習得～営農開始》

- ・研修内容の充実（基礎研修、実践研修、先進技術研修）
- ・研修終了後のスムーズな就農への支援（産地との交流をコーディネートすることで、就農のイメージを具体化）
- ・研修生の受入枠の拡大
20人/年間 → 40人/年間

《営農開始後》

- ・先進技術や経営力の向上（栽培実証、先進技術・経営セミナーの開催）
- ・農業者の相互研鑽の場の充実（交流、情報交換）
- ・技術指導者の育成

※高知県新規就農相談センター相談件数
 ⇒H24実績：167件（就農相談会での相談件数を含む）

JA生産部会調査では10年後に約16%減少

新規就農者 280人 必要

○JA、農協

- ・部会の新規就農者の受入体制の整備 (H25～)
- ①部会の新規就農者確保目標の設定
- ②新規就農者の研修受入や農地の流動化について部会組織での対応を検討
- ③耕作されなくなる見込みの農地のリスト化による部会内での農地のマッチングの促進。農業公社との連携による県域での利用調整の促進

農地の利用調整

農地の集積、権利移動等が必要な面積
(産振計画を実現するための前提条件)

①園芸作物の作付面積は
・現在の作付面積は8,400ha

・JA調査では作付面積が8%減少の見通しであることから、県全体では672ha(=8,400ha×8%)遊休地化すると推定

・672haを新たな耕作者にマッチングさせていく必要がある。

②集落営農の経営面積(主に水稻)
(経営規模10ha未満)
～現在の2,011haから5,000haへ、その差3,000haの拡大(受託や集積)を目指す。

③10ha以上の大規模経営農家の育成(主に水稻)
～現在の346haから3,000haへ、その差2,654haの拡大(受託や集積)を目指す。

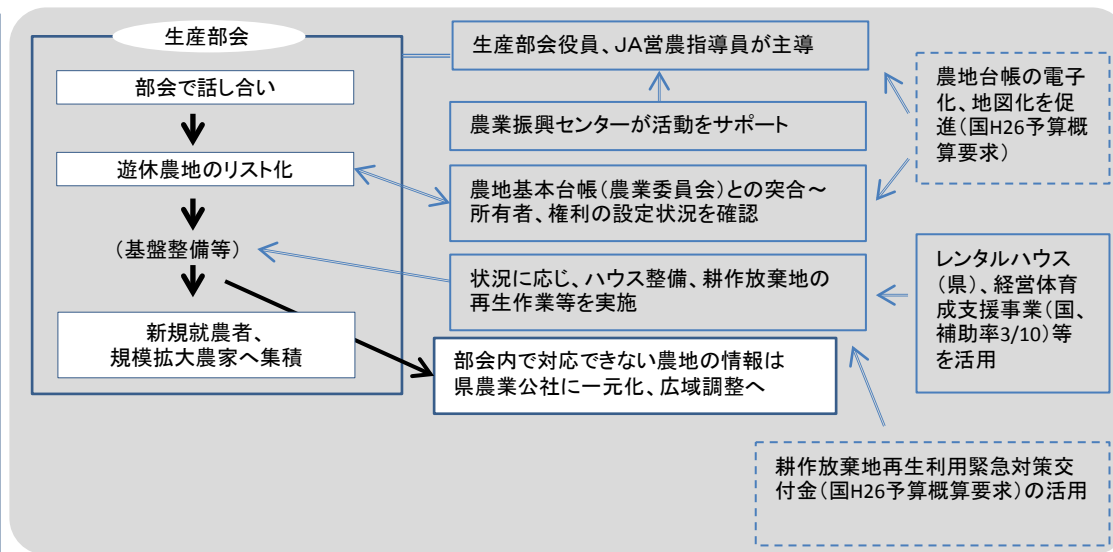
①～③を合わせ、今後10年間でおよそ6,400ha、年間で640haの農地の流動化が必要。

今後重点的に取り組むこと

①生産部会における取り組み

園芸産地(生産部会)を単位に後継者の確保、農地のマッチングに取り組む

JAの調査では生産部会員の農地1,920haについて今後10年間で163haの遊休地化が予想されている

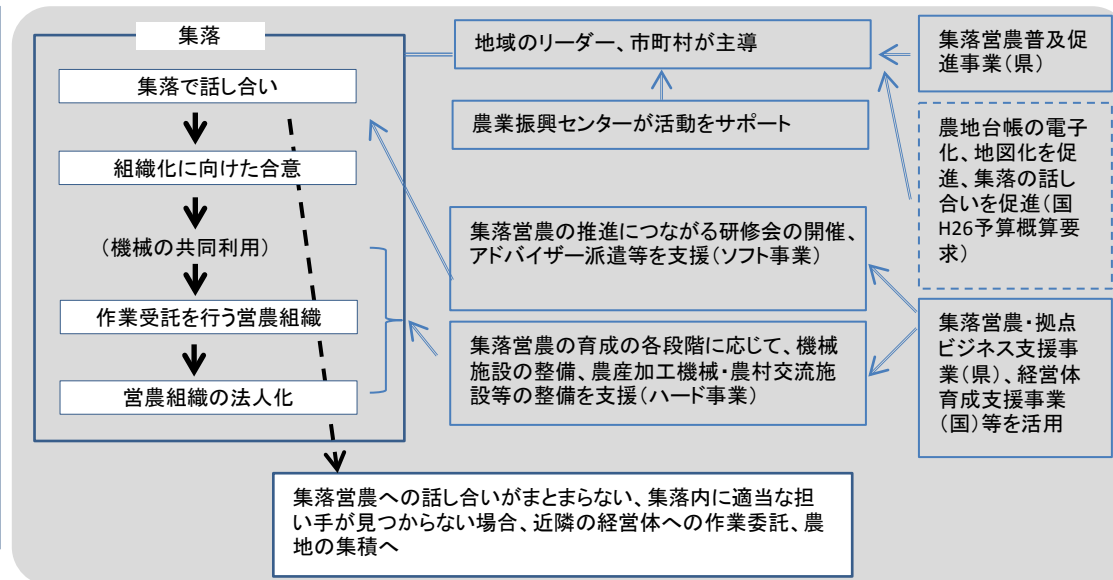


②集落営農における取り組み

集落:
地域において農地を面的に利用調整できる仕組みづくり

農地:
作業受託体制整備など集落営農による維持

経営面積(主に水稻、経営規模10ha未満)について、
現在 2,011ha
↓
目標 5,000ha
の受託や集積を目指す。



③大規模経営体の育成 + α

10ha以上の大規模経営農家(主に水稻)の育成

現在 346ha
↓
目標 3,000ha

の受託や集積を目指す

来年度から稼働予定の農地中間管理機構を活用

水稻以外にも園芸を中心に営農している大規模経営の育成にも活用

公的機関が関与することにより安心感を持たせ農地の流動化を推進

